4　第一項第二号の規定は、その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において、一の者が中波放送若しくは超短波放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イ又はロに掲げる者、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イ又はロに掲げる者及び新聞社を経営し、又はそれに対して支配関係を有する者となる場合には適用しない。ただし、当該放送対象地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、その地上基幹放送の業務が行われることにより、その一の者（その一の者が支配関係を有する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

（認定放送持株会社の子会社が行う衛星基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第五条　申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち衛星基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号の総務省令で定める場合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第四条のとおりとする。

（支配関係の意味）

第六条　第四条第四項における支配関係の意味は、法第九十三条第二項の関係とする。

（準用）

第七条　第四条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（特別の関係）

第八条　認定放送持株会社の子会社に係る法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める特別の関係は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第七条のとおりとする。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第九条　認定放送持株会社の子会社に係る法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第八条のとおりとする。

（支配関係に該当する役員の地位を兼ねる者の割合）

第十条　認定放送持株会社の子会社に係る法第九十三条第二項第三号の総務省令で定める割合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第九条のとおりとする。

（審議機関の委員）

第十一条　申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十年総務省令第三十号）は、廃止する。

○総務省令第八十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）及び有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）を実施するため、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令

（一般放送の業務の届出等）

第一条　有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送の業務（同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十一条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百二十一条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりとすることができる。

2　前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一条及び第八条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書にその写し一通（届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数）を添えて、当該一般放送の業務区域（その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出するものとする。

（一般放送の業務の変更届出等）

第二条　有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送の業務を行い、又は行おうとする者が有線電気通信法第三条第三項及び放送法第百三十三条第二項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第四条及び放送法施行規則第百四十四条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第四条に規定する変更に係る事項を記載した書類及び放送法施行規則第百四十四条に規定する同令第百四十三条各号に掲げる書類を含む。）に代えて、その届出書を別記第2のとおりとすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一条」とあるのは「第四条」と、「別記第1様式」とあるのは「別記第2様式」と読み替えるものとする。

（一般放送の業務の廃止届出等）

第三条　有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項の規定により一般放送の業務の届出をした者が有線電気通信法施行規則第五条及び放送法第百三十五条第一項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第五条及び放送法施行規則第百四十六条第一項の規定で定める様式に代えて、その届出書を別記第3のとおりとすることができる。

2　第一条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一条」とあるのは「第五条」と、「別記第1様式」とあるのは「別記第3様式」と読み替えるものとする。